

○鳥羽市小規模事業資金保証料補給補助金交付要綱

昭和46年3月25日告示第9号

鳥羽市小規模事業資金保証料補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県小規模事業資金融資制度に基づき、三重県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証を得て資金の融資を受けた者に対し、その融資に係る保証料を補給補助することによって小規模事業者の経営合理化を促進し、あわせて事業の振興発展に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 保証料の補給補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、三重県小規模事業資金融資制度要綱に基づき、協会の審査を得て融資を受けた者とする。

(補給補助金の交付額)

第3条 保証料の補給補助金の交付額は、資金の融資に際し、協会が債務者から徴収した保証料の額に相当する額とする。ただし、貸付条件どおり指定期日までに完納した保証料に係るものとする。

(交付申請)

第4条 保証料の補給補助金の交付を受けようとする者は、保証料を納付完納した日より1か月以内に保証料補給補助金交付申請書（様式第1号）に協会の保証料徴収報告書を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、必要な調査を行い、事実と相違ないと認めたときは、交付を決定する。

(補給補助金の支払い)

第6条 市長は、前条により交付の決定をしたときは、速やかに保証料の補給補助金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
様式第1号（第4条関係）